

特許取得を応援します

市では、優秀な発明を保護し権利化する機運を高め、国内外での特許権の活用や権利保全を支援するため、特許出願に必要な経費の一部を補助します。ベンチャー企業の育成や市内中小企業の競争力を強化することにより、創造性豊かな活力のある産業づくりを図ります。

1. 申込者の資格

- (1) 市内に本社又は開発機能を備える工場を有する中小企業の製造業者
- (2) 中小企業の製造業者で組織する団体（構成員の2分の1以上が補助対象者の(1)に該当するものに限る。）
- (3) (1) (2)のうち、市税等を滞納していない者

2. 補助の対象となる出願

- (1) 国内での特許権の出願（以下「国内出願」という。）
- (2) 外国での特許権の出願（以下「外国出願」という。）
- (3) 特許国際協力条約に基づく特許権の出願（以下「国際出願」という。）

3. 補助対象経費

- (1) 出願料相当額（特許庁、外国政府、国際事務局等に支払う費用）
- (2) 弁理士等に支払う費用
- (3) 図面作成費
- (4) 翻訳料
- (5) 外国通信費

4. 補助対象要件

坂出市特許取得促進事業補助金交付申請書を市が受付けた日より過去1年以内に特許出願の受付を完了したものを補助対象要件とします。

5. 補助率及び補助限度額

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助限度額
 - ①国内出願は、1補助事業あたり10万円を限度
 - ②外国出願及び国際出願は、1補助事業あたり20万円を限度(注)各会計年度における同一者からの申請は、1件までとします。

問い合わせ先

坂出市建設経済部産業課企業活力推進室

Tel : 0877-44-5103 Fax : 0877-44-5101